

監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項及び上田市監査委員条例第8条の規定によりその内容を公表します。

令和5年7月26日

上田市監査委員 東方 久 男  
同 池上 喜美子

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
令和4年度 定期監査に基づくもの					
1	R4	文化スポーツ観光部	文化政策課 スポーツ推進課(令和5年度組織改正による事務移管)	<p>[留意・検討事項] 市が事務局を担う実行委員会等への負担金について、事業実施により生じた多額の不用額を、翌年度繰越金として扱っているケースが見受けられます。その場合は不要額を市に返還するなど取り扱いについて検討してください。</p> <p>①上田市トレーニングキャンプ支援交流委員会負担金、②シリーズ文化講演会負担金、③上田城跡能負担金</p>	<p>①上田市トレーニングキャンプ支援交流委員会負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、交流事業等が予定どおり実施できなかったことから、多額の繰越金が発生しました。</p> <p>令和5年度は交流事業が復活し、加えてラグビーワールドカップ開催年でもありますので、繰越金を有効活用し効果的な事業実施に努めてまいります。</p> <p>②シリーズ文化講演会負担金につきましては、例年3会場(上田、丸子、真田)で実施しております。しかし、令和元年度から3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症等の影響により、1会場での開催となりましたことから、多額の繰越額が発生しております。</p> <p>令和4年度からは3会場での開催としておりますので、多額の繰越金が発生しないよう、事業実施に努めてまいります。</p> <p>③上田城跡能の収入につきましては、市の負担金、入場料収入のほかに、市民有志による実行委員の皆様方の御尽力により企業様等からいただいている協賛金がございます。したがって、繰越額については市の負担金によるものか、協賛金によるものかの判断が難しい状況です。</p> <p>繰越額につきましては、実行委員の皆様とも状況を共有し、有効活用に努めてまいります。</p>
2	R4	総務部	行政管理課 (令和4年度指摘等対象課所：庁舎整備室)	<p>[留意・検討事項] 一体性があると思われる業務委託でこれを分割発注し、それぞれ同一者と随意契約している事例について、分割すべき理由が明らかにされておらず、施行方法に疑義の残るものがありました。</p> <p>①新本庁舎竣工式テープカット会場設営業務委託 ②新本庁舎竣工式会場設営業務委託</p>	<p>本件はテープカット会場(①)と式典会場(②)が、異なる場所であったことから、それぞれ独立した業務として行ったものです。</p> <p>これらは見積合わせにより業者を決定しましたが、結果として、同一者が実施することとなりました。</p> <p>今後、同様または類似のケースがあった場合には、同一の業務として対応できるものか検討のうえ実施いたします。</p>
3	R4	産業振興部	商工課	<p>[留意・検討事項] 市が事務局を担う実行委員会等への負担金について、事業実施により生じた多額の不用額を、翌年度繰越金として扱っているケースが見受けられます。その場合は不要額を市に返還するなど取り扱いについて見直しを検討してください。</p> <p>①上田の物産と観光展負担金</p>	<p>R2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で各種物産展が中止・短縮及び出展見合わせとなったことを受け、上田市からの負担金についても、予算未執行となることが想定されたため、請求を見送りました。</p> <p>R3年度は計画通りの活動ができる見込みでしたが、感染拡大の影響により結果として残額が生じたものです。</p> <p>今後同様に不用額が生じる見込みであれば原則として返還いたします。</p>
4	R4	産業振興部	農業政策課 (令和4年度指摘等対象課所：農産物マーケティング推進室)	<p>[留意・検討事項] 市が事務局を担う実行委員会等への負担金について、事業実施により生じた多額の不用額を、翌年度繰越金として扱っているケースが見受けられます。その場合は不要額を市に返還するなど取り扱いについて検討してください。</p> <p>①地産地消推進会議負担金、②ワイン用ブドウ栽培促進研究会負担金</p>	<p>①はコロナ禍の影響で計画通りの活動ができず、令和2年度は負担金の一部を市へ返納しております。令和3年度は計画通りの活動ができる見込みでしたが、感染拡大の影響により結果として残額が生じたものです。</p> <p>②は令和4年度の市の圃場における試験栽培の終了に伴い、苗木等の移植作業が生じることから費用の確保をしたものです。なお、研究会の活動は令和5年度から民間ベースへ移行し、市からの負担金支出はありません。</p> <p>いずれの場合におきましても、年度末に多額の不用額が見込まれる場合は原則として返還いたします。</p>